

板橋区介護給付費等サービス調整会議設置要綱

(平成18年9月29日区長決定)

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。）に基づく、障害福祉サービスに係る介護給付費及び特例介護給付費（以下「介護給付費等」という。）の支給について、板橋区介護給付費等支給決定基準（以下「支給決定基準」という。）に定める支給量を超える支給決定を行う場合、適切かつ公平な支給の要否及び支給量の決定に資するため、板橋区介護給付費等サービス調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 調整会議は、会長、副会長、委員をもって構成する。

- (1) 会長は、福祉部長とする。
- (2) 会長は、会議を総理する。
- (3) 副会長は、障がい政策課長の職にある者をもって充てる。
- (4) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- (5) 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(所掌事項)

第3条 調整会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の支給量についての利用意向が、支給決定基準を超える場合について、その支給の要否及び支給量の決定に関すること。
- (2) 支給決定についての連絡調整に関すること。

(会議)

第4条 会長は、必要に応じて副会長及び委員を招集し、調整会議を主宰する。

2 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係職員を調整会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(調整会議の公開)

第5条 調整会議は非公開とする。

(審査会への意見聴取)

第6条 支給決定基準を超える支給決定を行う場合、板橋区障がい者介護給付費等審査会の意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 調整会議の事務局は、福祉部障がい政策課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は福祉部長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条第1項第5号関係)

委 員	板橋福祉事務所長
	赤塚福祉事務所長
	志村福祉事務所長